

売上先に迷惑がかかるかも！？

消費税インボイス制度 申請対応セミナー

請求書

『青色だより』にも掲載しているインボイス制度の対応セミナーを開催致します！

消費税の免税事業者に特に大きな影響があるインボイス制度。

税理士によるインボイス概要説明のほか申請用紙の記入も含めて対応します。

受講無料

令和5年10月より適格請求書（インボイス）の保存が仕入税額控除の要件となります

◎領収書や請求書を発行する際、適格請求書発行事業者の「登録番号」の記載が必要です。

◎「登録番号」は消費税の課税事業者にしか発番されません！「登録番号」がない領収書や請求書を受け取った（免税事業者と取引した）事業者は、その取引は仕入税額控除ができなくなります（経過措置あり）。

※仕入税額控除とは…消費税の納税額は原則として課税売上に係る消費税から課税仕入等に係る消費税額を差し引いて計算します。この差し引く消費税額を「仕入税額控除」といいます（簡易課税方式を選択した場合を除く）。



すでにインボイス登録申請の受付は開始しています

課税事業者…登録番号の発行手続きをします。経費の支払先がインボイスを発行できる事業者か確認する必要があります（一般課税方式の方のみ）。経費の支払先と同伴でセミナーに参加も可能です。

免税事業者…適格請求書（インボイス）発行事業者になるために課税事業者となるか検討する必要があります。課税事業者となった場合、令和5年10月以降は消費税の納税が発生します。



会場：福岡県中小企業振興センター

501会議室

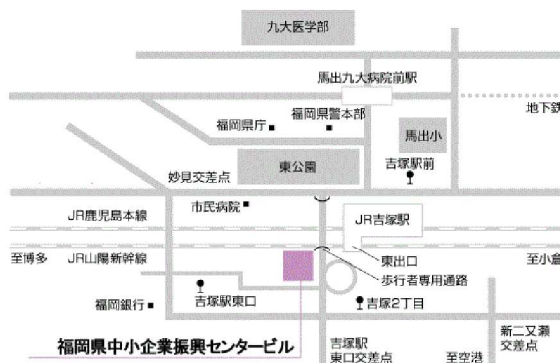
住所：福岡市博多区吉塚本町9-15

講師：岩浪照美 税理士

定員：先着40名

日時：令和4年5月24日（火）

14:00~16:00



消費税インボイス制度申請対応セミナー参加申込書 令和4年 月 日

受講者氏名	事業所名	連絡先（電話番号）

◎参加ご希望の方はFAX、メール（info@aoiro-f.com）またはQRコードよりご連絡ください

FAX 送信先：092-283-7176

